

○うるま市離島地域障害福祉事業助成金交付要綱

平成30年12月28日

告示第219号

(趣旨)

第1条 この告示は、本市の離島地域における障害福祉事業の円滑な提供を図るため、当該地域に居住する障がい者に居宅での支援等を行う事業者に対し、予算の範囲内において助成金を交付することに關し、必要な事項を定めるものとする。

(助成金の交付対象地域)

第2条 この告示により交付する助成金（以下「助成金」という。）の交付対象地域は、沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第3号に規定する政令で定める島として指定を受けた津堅島とする。

(助成金の交付対象事業)

第3条 助成金の交付対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 障害福祉サービスにおける訪問系サービス
- (2) 障害福祉サービスの自立支援給付における相談支援事業
- (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）における障害児相談支援事業
- (4) 児童福祉法における保育所等訪問支援
- (5) 児童福祉法における居宅訪問型児童発達支援
- (6) 自立支援給付における補装具の給付
- (7) その他離島地域における障害福祉事業に關し市長が必要と認める事業

(助成金の交付対象者及び経費等)

第4条 助成金の交付対象となる事業者は、第2条に規定する交付対象地域外に所在する事業者であつて、当該交付対象地域に居住し、助成対象事業を受ける障がい者（以下「対象者」という。）に対し、助成対象事業を提供したものとする。

2 助成金の交付対象となる経費等は、前項に規定する事業者が対象者に助成対象事業を行うために要した海路交通費、宿泊費及び運搬費（以下「交通費等」という。）並びに離島支援調整額とする。

3 経費等の基準額及び助成率については、別表第1によるものとする。

(離島支援調整額の交付の条件)

第5条 市長は、海路での移動に係る事業者の負担軽減のため、別表第1に規定する離島支援調整額を交付することができる。

2 前項に規定する離島支援調整額の交付を決定するときは、次の条件を付すものとする。

(1) 離島支援調整額については、毎年度2月実施分の交通費等に係る助成金の交付決定後に、交付するものとする。

(2) 離島支援調整額は、予算の範囲内で交付するものとし、基準額が予算額を超えた場合には、基準額に別に定める助成率を乗じた額を交付するものとする。

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、離島地域障害福祉事業助成金交付申請書（様式第1号）により市長に申請しなければならない。

2 前項の場合において、申請者は、助成対象事業を実施した月の翌月から別表第2に掲げる各申請期限までに当該申請書を提出しなければならない。

3 申請者は、第1項の申請書に交通費等に要した費用の額に関する証拠書類を添付するものとする。

(助成金の交付決定等)

第7条 市長は、前条の申請書を受理したときは、当該申請書の内容を審査し、助成対象事業の実施状況を調査の上、助成金の交付の適否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により交通費等に係る助成金の交付又は不交付を決定したときは、離島地域障害福祉事業助成金（交通費等）交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により離島支援調整額に係る助成金の交付又は不交付を決定したときは、離島地域障害福祉事業助成金（離島支援調整額）交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(助成金の交付方法)

第8条 市長は、前条第2項及び第3項の規定による交付決定通知を受けた申請者に対し、助成金を交付するものとする。

2 前項の規定により申請者が助成金の支払いを受けようとするときは、助成金請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。
(調査又は報告)

第9条 市長は、助成対象事業の実施状況に関し必要があると認めたときは、当該事業者について調査し、又は当該事業者にその報告を求めることができる。
(助成金の返還)

第10条 市長は、事業者が偽りその他不正な行為により助成金の交付を受けたと認めるときは、当該助成金の額の全部又は一部を返還させることができる。

2 市長は、前項の規定により返還させる場合は、離島地域障害福祉事業助成金返還通知書（様式第5号）により当該事業者に通知するものとする。

(補則)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成31年1月1日から施行する。

附 則（令和6年3月1日告示第46号）

(施行期日)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後のうるま市離島地域障害福祉事業助成金交付要綱の規定は、令和6年4月1日以後になされる交付申請に係る助成金について適用し、同日前になされる交付申請に係る助成金については、なお従前の例による。

附 則（令和7年5月1日告示第129号）

この告示は、令和7年5月1日から施行する。

別表第1（第4条、第5条関係）

区分	基準額		助成率
交通費 等	海路交通費及び運搬費	助成対象事業を行うために要した額（最も経済的な経路又は方法により算定した額とする。）	10分の10
	宿泊費	うるま市職員の旅費に関する条例（平成17年うるま市条例第41号）第3条に定める宿泊料に相	10分の10

	当する額	
離島支援調整額	1 往復の渡航につき「毎月勤労統計調査規則（昭和32年厚生労働省令第15号）」第5条第1項により実施される当該年度4月の地方調査により沖縄県が公表する同規則第6条第1項第14号に属する産業における地方調査第二種事業所の常用労働者の平均月間給与額の所定内給与の額を160で除した額（その額に1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。）	予算の範囲内において10分の10以内

別表第2（第6条関係）

助成対象事業実施期間	申請期限
3月から4月までの実施分	6月末までに申請
5月から7月までの実施分	9月末までに申請
8月から10月までの実施分	12月末までに申請
11月から2月までの実施分	3月10日までに申請

様式第1号(第6条関係)

離島地域障礙福祉事業助成金交付申請書

年 月 日

うるま市長 様

申請者 所在地

事業者名

印

電話

離島地域障害福祉事業における経費等に係る助成金の交付を受けたいので次のとおり申講します。

(※うるま市記載欄)

渡航回数	回
離島支援調整額基準額	円

様式第2号 (第7条関係)

第 号
年 月 日

申請者 所在地
事業者名

うるま市長 印

離島地域障害福祉事業助成金(交通費等)交付(不交付)決定通知書

さきに申請のあった 年 月分の離島地域障害福祉事業助成金については、下記のとおり（交付・不交付）としたので、うるま市離島地域障害福祉事業助成金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

記

交付決定額 金 円

不交付の理由

様式第3号（第7条関係）

第 号
年 月 日

申請者 所在地
事業者名

うるま市長

印

離島地域障害福祉事業助成金（離島支援調整額）交付（不交付）決定通知書

年度の離島地域障害福祉事業助成金（離島支援調整額）について、下記のとおり
(交付・不交付)としましたので、うるま市離島地域障害福祉事業助成金交付要綱第7
条第3項の規定により通知します。

記

交付決定額 金 円

事業実施月	離島支援調整額基準額	事業実施月	離島支援調整額基準額
年 月	円	年 月	円
年 月	円	年 月	円
年 月	円	年 月	円
年 月	円	年 月	円
年 月	円	年 月	円
年 月	円	年 月	円
離島支援調整額基準額合計		円	助成率

不交付の理由

様式第4号（第8条関係）

助成金請求書

年 月 日

うるま市長 様

住 所 _____

事業所名 _____

代表者名 _____ (印)

年 月 日付け、第 号で交付決定通知のありましたうるま市離島地域障害福祉事業助成金（交通費等・離島支援調整額）について、うるま市離島地域障害福祉事業助成金交付要綱第8条第2項の規定により、下記のとおり請求します。

請求額 _____ 円

振込先

金融機関名	銀行 組合 金庫		
本支店名			
預金の種類(該当するものを○で囲んでください)	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義			

様式第5号（第10条関係）

第 号
年 月 日

申請者 所在地
事業者名

うるま市長

印

離島地域障害福祉事業助成金返還通知書

年 月 日から 年 月 日までのうるま市離島地域障害福祉事業助成金の（全部・一部）を返還するよう、うるま市離島地域障害者福祉事業助成金交付要綱第10条第2項の規定により通知します。

記

返還額 金 円

返還理由

